

令和元年10月13日
防災・危機管理部
防災・危機管理課

令和元年台風第19号に伴う災害に係る災害救助法の適用について
【第2報】

1 災害の概要

令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、本県は9市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【茨城県】 土浦市 (つちうらし) 結城市 (ゆうきし) 常総市 (じょうそうし) つくば市 (つくばし) 守谷市 (もりやし) 那珂市 (なかし) 筑西市 (ちくせいし) 坂東市 (ばんどうし) かすみがうら市 (かすみがうらし)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

2 これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等